

条例対象案件一覧

平成29年度以前からの継続案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
29-2	長浦町4丁目	一戸建	○	○	堆積物が増加傾向にある。
29-3	長井1丁目	一戸建	○	○	堆積者と面会ででき、今後は月1回程度の頻度で訪問し、堆積物の排出について話をしていくこととなっている。
29-4	船越町3丁目	一戸建	○	○	持ち去り行為等による堆積と排出支援による排出を繰り返している。 ※平成30年8月28日行政代執行実施
29-5	浜見台1丁目	一戸建	○	○	変化なし
29-7	西逸見町2丁目	一戸建	○	○	近隣住民から動物愛護センターへ堆積者が飼っている猫について通報あり。 動物愛護センターは地域のボランティアを通じて、堆積者とコンタクトが取り、現在は猫の去勢手術等の支援を行っている。 ボランティアからの情報によると堆積者は「ごみについても困っている」と言っていたとのことなので、「ごみの排出について、市で協力できる」旨をボランティアから堆積者へ伝えてもらうこととした。

平成30年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
1	佐野町6丁目	一戸建	○	○	堆積状況に変化なし。令和2年12月24日堆積者と面会。 「1人では片付け作業が進まない。業者へ依頼することも検討している。」 その後も数回訪問するも堆積者不在。堆積状況に大きな変化はなし。
3	武4丁目	一戸建	○	○	堆積者とは面会でできている。自分で少しずつ片付けているとのことだが、堆積物に変化は見受けられない。市の有料臨時制度を利用することには前向きな発言があったが、その後は進展なし。 令和5年6月訪問時に堆積者次女と面会し、その場で屋外の缶・びん・ペットボトル類を10袋程度回収した(堆積者次女自らが袋詰め)。今後も堆積者次女とその他の堆積物の排出について話し合いを行っていく予定。
8	安浦町1丁目	一戸建	○	○	屋外には目立った堆積物はないが、屋内に多量の堆積物あり。悪臭・害虫が発生しており、近隣住民から苦情が出ていた。堆積者は「自分で片付ける」とのこと。 別居の親族とは話ができているが、堆積物の排出については堆積者本人が反対している。 堆積者親族の申し出を受けて、H31.2.1に有料臨時収集を実施したが、堆積者の反対により中断したため、一部のみしか排出できず。 その後は進展なし。
16	森崎4丁目	一戸建	○	○	令和3年5月に現地調査を行ったところ、駐車場の堆積物に変化は見受けられないが、玄関先及び庭部分の堆積物はなくなっており、堆積状況は改善している様子であった。その後、再び玄関先に多少の堆積物が置かれていることを確認。令和3年7月訪問時に堆積者息子と面会。母親(堆積者妻)が亡くなり遺品整理をしている。そのため、不要な物を自宅内から庭に出している。ごみ集積所に大量に排出すると、近隣住民の迷惑になるため、少量ずつ集積所にごみを出している。今後は近隣住民の目もあるため市職員の訪問は控えてほしいとの申し出あり。令和4年3月に堆積者息子あて電話。堆積物の処分について困っていることはないかを確認したが、特になしとのこと。今後、困ったことが出てきたら、福祉総務課へ電話してほしい旨伝えた。
20	三春町6丁目	一戸建	○	○	家屋は2棟。多量の堆積物が敷地内に置かれているが悪臭の発生は確認できない。 別居の堆積者親族と協議をしているが、堆積者本人が排出に反対しているため、排出作業はできていない。 通学路に面した堆積者宅のブロック塀が傾いており、倒壊の恐れがあることから、まずはブロック塀の撤去等についての対応を優先している。(建築指導課等が対応) 令和3年12月道路維持課が仮設防護柵を設置した。 令和4年12月堆積者宅樹木の伐採(NTTに依頼)
22	鴨居2丁目	共同住宅	○	○	共用部分に多量の堆積物あり。悪臭・害虫の発生はない様子。生活福祉課、高齢福祉課(現、地域福祉課)で対応歴あり。市職員が現地確認した後、堆積者から通報者への嫌がらせ行為があった。今後の対応については慎重に検討する必要がある。
27	汐入町2丁目	共同住宅	○	○	共同住宅の共用部分(廊下、階段)に堆積物あり。悪臭、害虫も発生している。 近隣住民からの苦情はないが、堆積者夫(既に死亡)と関わっていた高齢福祉課(現、地域福祉課)から屋内等の堆積物について相談あり。 1階共用部にも多量の段ボールが置かれているが、当該共同住宅大家のもの。 令和3年2月に堆積者宅を訪問した際に当該共同住宅大家と話しができ、堆積者に市へ電話するように伝えてもらうよう依頼した。同月、堆積者から市で電話があり、共用部分の堆積物について話をしたところ、一部散乱している部分については片付けるが、ごみではなく大事なものであるため撤去する気はない。また、大家は堆積者の兄であり、物が置いてあることも承知しており、特に近隣にも影響はないとの認識であるとのことであった。実際に周囲への影響は限定的で苦情もないため、経過を注視していくこととしている。

平成31・令和元年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
40	武1丁目	一戸建	○	○	数回訪問するも堆積者は不在。堆積状況には変化なし。令和4年1月31日付で堆積者あてに手紙を送付したが、堆積者から連絡なし。未だ堆積者と面会でできていない。

令和2年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
43	金谷1丁目	共同住宅	○	○	管理会社と対応について協議する予定。
45	富士見町2丁目	一戸建	判定保留		現地調査を行ったところ、屋外に目立った堆積物はなし。通報者(隣人)の申し出では、屋内の堆積物により悪臭が通報者宅まで漂ってくるため、屋内の堆積物を片付けてほしいとのこと。屋内の様子を確認するため、堆積者宅を訪問したが不在。手紙を投函するも返答なし。通報者が主張している内容が確認できないため判定を保留している。
55	追浜東町3丁目	一戸建	○	○	近隣住民から通報あり。堆積者は市の支援を拒否しているとのことであったが、通報者の説得により、令和3年11月2日に堆積者が来庁。堆積物の処分について困っているとの申し出であったが、堆積者は経済的に困窮しており、日常生活の維持が難しい状況であったため、生活保護の受給手続きを優先的に進めた。令和3年12月13日に堆積者が生活保護を申請し、その後、受給が決定した。 なお、当初、堆積者が市職員の敷地屋外への立ち入りを拒否していたため、堆積状況を確認することができなかったが、令和4年4月に立ち入りの了承が得られたため、屋外のみだが堆積状況の調査を行い、不良な生活環境であると判定した。 令和4年6月17日に排出支援実施。屋外及び屋内の一部の堆積物は排出したが、まだ、屋内に多量の堆積物が残置されている。次回の排出支援にて、すべての堆積物を排出する予定。
58	汐入町5丁目	一戸建	○	○	通報者は堆積物件の大家。屋内外に多量の堆積物あり。定期的に訪問するも堆積者不在。大家から聞いた堆積者の連絡先へ電話するも応答なし。未だ堆積者と面会できていない。

令和3年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
67	津久井2丁目	一戸建	○	○	敷地内に多量の堆積物あり。また、樹木が繁茂しており、倒木のおそれもある。 数回訪問するも堆積者とは面会できず。 以前、堆積者が介護サービスを利用していたとの情報があったため、堆積者の調査を行い、担当のケアマネージャーと連絡を取った。生活については堆積者息子が対応しているが、堆積者息子は気難しい性格とのことであったため、とりあえず、堆積者息子と良好な関係にある担当ケアマネージャーから市の排出支援の制度等について説明をしてくれることとなった。

令和4年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
73	大津町4丁目	一戸建	○	○	「屋内に多量の堆積物があり、悪臭がひどくねずみが大量に発生している」との通報。現地調査を行ったところ、ねずみの発生を確認した。情報では堆積者が猫を10匹程度飼っているとのことであった。令和5年5月訪問時に堆積者と面会でき、堆積者の排出について話をした。堆積者は排出に前向きであるため、近日中に排出支援により堆積物を排出する予定。
74	公郷町4丁目	一戸建	判定保留		No.64の通報者宅の案件。訪問するも応答なし。屋外には目立った堆積物はなし。堆積者と関わっている包括の話では屋内には多量の堆積物があり、ねずみが発生しているとのこと。現時点では屋内は未確認。令和4年10月に堆積者の支援者と連絡が取れたため、今後、連携して対応する予定。
75	根岸町3丁目	共同住宅	○	○	No.61の再通報案件。 令和4年5月に再び同通報者から通報があり、管理会社立ち合いの下、堆積者と面会。その後、何度か堆積者と電話及び現地まで話をした。堆積者宅の玄関は堆積物により閉まらない状態。屋内の玄関部分に背丈ほどの高さに物が積みあがっている。悪臭の発生あり。 一度、堆積者と排出支援を行うことについて合意したが、直前で体調不良によりキャンセル。その後は堆積者と連絡がとれない状態が続いていた。令和5年3月に堆積者親族から相談があり、状況が進展。堆積者は体調悪化により入院となったため、堆積者親族と堆積物の排出、堆積者の生活について話し合いを重ねた。令和5年6月中旬に堆積者親族が委託した業者により堆積物を排出予定。
80	吉倉町1丁目	共同住宅	○	○	共同住宅の大家から市議を通じて通報。堆積者宅は2階の一室。共用階段下及び堆積者宅玄関から共用廊下にかけて多量の堆積物が置かれている。呼びかけるも堆積者は不在。近隣に住む大家に話を聞いたところ、当該物件は堆積者が退去したら取り壊す予定とのこと。堆積物により堆積者宅玄関まで到達できないため、堆積者との面会が難しいことを伝え、堆積者と面会できそうなタイミングがあれば大家から市に連絡をもらうこととした。
81	東逸見町1丁目	一戸建	○	○	通報者は堆積者宅近隣の施設。ベランダにごみが堆積しており、悪臭が発生しているとのこと。現地調査をしたところ、通報内容と同様の堆積状況であった。堆積者宅を訪問し話を聞くと「物が溜まってしまい、仕方なくベランダに置いている」とのことであった。 排出支援を案内したところ利用したいとのことであったため、その場で申請書兼同意書に記入してもらい、堆積物をある程度まとめた段階で市に連絡してもらい、収集することとした。 令和4年11月4日に堆積者から連絡があり、11月22日に数袋収集したが、外観に大きな変化はなし。その後は堆積者から連絡はなく、堆積者宅を訪問しているが面会もできていない。
84	安浦町2丁目	共同住宅	○	○	堆積者親族から通報。堆積者は生活保護受給者で認知機能の低下が見られ、被害妄想的である。令和5年2月に堆積者親族立会の下、現地調査を行い、不良な生活環境と判定した。堆積者から排出支援申請書兼同意書が提出されたため、今後は排出支援の一環として、戸別臨時収集により堆積物の排出を行う予定。(堆積物の袋詰め作業は堆積者の親族が行う)